

割賦販売法（前払式特定取引）に基づく  
監督の基本方針

－友の会編－

平成30年2月

経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課

## 目次

<b>第1章 友の会の監督に関する基本的考え方</b> .....	5
I-1 監督の目的 .....	5
I-2 監督の基本方針の策定趣旨 .....	5
I-3 監督の定義及び本基本方針の構成 .....	6
I-4 監督の実施の枠組み .....	6
I-4-1 オンサイトとオフサイトの適切な組合せ .....	7
I-4-2 自主的な取組の促進 .....	7
I-4-3 十分な意思疎通の確保 .....	7
I-4-4 効率的かつ効果的な監督の確保 .....	7
I-5 関係機関等との連携 .....	8
I-6 用語の定義 .....	8
<b>第2章 友の会に対する監督</b> .....	11
II-1 本章の趣旨 .....	11
II-2 監督に係る考え方と評価項目 .....	11
II-2-1 財務の健全性 .....	11
II-2-1-1 財務比率等に関する義務 .....	12
II-2-1-2 連結ベースの財務比率等 .....	16
II-2-2 業務の適切性 .....	17
II-2-2-1 前受金の保全及び運用等 .....	17
II-2-2-1-1 営業保証金の供託 .....	17
II-2-2-1-2 前受金保全措置 .....	18
II-2-2-1-3 前受金の運用 .....	19
II-2-2-1-4 保管替え .....	19
II-2-2-2 変更届 .....	19
II-2-2-3 法定帳簿及び会員管理 .....	20
II-2-2-4 契約約款 .....	20
II-2-2-4-1 契約約款の交付 .....	20
II-2-2-4-2 契約約款の記載事項 .....	21
II-2-2-5 公正かつ適正な取引の確保 .....	21
II-2-2-5-1 広告及び表示 .....	21
II-2-2-5-2 勧誘及び契約 .....	22
II-2-2-5-3 契約の履行 .....	22
II-2-2-5-4 契約の解除 .....	23

II-2-2-5-5	代理店及び委託先管理	24
II-2-2-5-6	苦情処理	25
II-2-2-6	情報の管理	25
II-2-2-7	法令等遵守（コンプライアンス）体制等	26
II-2-2-7-1	基本的体制の整備	26
II-2-2-7-2	反社会的勢力による被害の防止	27
II-3	監督の手法	28
II-3-1	オフサイトのモニタリング手法	28
II-3-1-1	財産の状況に関する事項	28
II-3-1-1-1	情報収集	28
II-3-1-1-2	報告徴収等	29
II-3-1-1-2-1	事実確認及び改善計画の報告	29
II-3-1-1-2-2	改善計画のフォローアップ	30
II-3-1-2	業務の運営等に関する事項	31
II-3-1-2-1	情報収集	31
II-3-1-2-2	報告徴収等	32
II-3-1-2-2-1	事実確認及び改善措置等の報告	32
II-3-1-2-2-2	改善措置等のフォローアップ	32
II-3-2	オンサイトのモニタリング手法	33
II-3-2-1	財産の状況に関する事項	33
II-3-2-1-1	検査	33
II-3-2-1-2	報告徴収等	33
II-3-2-1-2-1	事実確認及び改善計画等の報告	33
II-3-2-1-2-2	改善計画等のフォローアップ	34
II-3-2-2	業務の運営等に関する事項	34
II-3-2-2-1	検査	34
II-3-2-2-1	報告徴収等	34
II-3-2-2-1-1	事実確認及び改善措置等の報告	34
II-3-2-2-1-2	改善措置等のフォローアップ	34
II-3-3	行政処分	34
II-3-3-1	行政処分の定義	34
II-3-3-2	行政処分の基準	35
II-3-3-3	友の会に対する行政処分	36
II-3-3-4	行政処分に係る事務処理	38
II-3-4	行政指導	40
II-3-4-1	行政指導を行う際の留意点	40

II-3-4-2	行政指導の方式	40
<b>第3章</b>	<b>友の会に対する立入検査</b>	42
III-1	本章の趣旨	42
III-2	検査官の行動規範	42
III-2-1	国民に対する使命	42
III-2-2	検査過程の検証	42
III-2-3	信頼の醸成	42
III-2-4	自己研鑽	42
III-3	検査に係る基本事項	43
III-3-1	検査基本方針の策定	43
III-3-2	検査の方法	43
III-3-2-1	立入検査の種類	43
III-3-2-2	検査対象及び検査における留意点	43
III-3-2-3	立入検査の方式	44
III-3-2-4	立入検査の体制	44
III-3-2-5	立入検査の期間	44
III-3-3	検査実施手続	44
III-3-3-1	立入検査開始前	44
III-3-3-1-1	立入検査の通告	44
III-3-3-1-2	立入検査に係る通知	44
III-3-3-1-3	立入検査に係る準備依頼	45
III-3-3-2	立入検査中	45
III-3-3-2-1	立入検査の開始	45
III-3-3-2-2	外部監査結果の活用等	45
III-3-3-2-3	立入検査における徴求資料	45
III-3-3-2-4	立入検査事実確認書の取り交わし	46
III-3-3-2-5	立入検査に係る講評	46
III-3-3-3	立入検査終了後	46
III-3-3-4	立入検査結果通知書	46
III-3-3-5	意見申出制度	46
III-3-3-6	検査モニター制度	47
III-4	友の会の検査に当たっての検査項目	47
III-4-1	財務の健全性	47
III-4-1-1	財務比率等に関する義務	47
III-4-1-2	連結ベースの財務比率等	48

Ⅲ-4-2	業務の適切性	48
Ⅲ-4-2-1	前受金の保全及び運用等	48
Ⅲ-4-2-1-1	営業保証金の供託	48
Ⅲ-4-2-1-2	前受金保全措置	49
Ⅲ-4-2-1-3	前受金の運用	50
Ⅲ-4-2-1-4	保管替え	50
Ⅲ-4-2-2	変更届	50
Ⅲ-4-2-3	法定帳簿及び会員管理	50
Ⅲ-4-2-4	契約約款	51
Ⅲ-4-2-4-1	契約約款の交付	51
Ⅲ-4-2-4-2	契約約款の記載事項	51
Ⅲ-4-2-5	公正かつ適正な取引の確保	52
Ⅲ-4-2-5-1	広告及び表示	52
Ⅲ-4-2-5-2	勧誘及び契約	52
Ⅲ-4-2-5-3	契約の履行	52
Ⅲ-4-2-5-4	契約の解除	53
Ⅲ-4-2-5-5	代理店及び委託先管理	54
Ⅲ-4-2-5-6	苦情処理	54
Ⅲ-4-2-6	情報の管理	55
Ⅲ-4-2-7	法令等遵守（コンプライアンス）体制等	56
Ⅲ-4-2-7-1	基本的体制の整備	56
Ⅲ-4-2-7-2	反社会的勢力による被害の防止	56
<u>附則</u>		58
<u>(参考) 友の会の監督に係る諸手続</u>		59
1	許可の申請	59
2	営業保証金の供託等	59
3	前受金保全措置	60
4	承継の届出	61
5	変更の届出	61
6	帳簿備付営業所の届出	61
7	廃業等の取扱い	61
8	報告徴収	62

## 第1章 友の会の監督に関する基本的考え方

### I-1 監督の目的

前払式特定取引は、前払いの分割方式で消費者から掛金を預かり、積立金額に応じ、商品の売買の取次ぎ又は指定役務の提供若しくはその取次ぎを行う取引である。この取引は、消費者は月々少額の掛金を支払うことで、資金的に無理のない範囲内で希望している商品の購入や役務の提供を受けることができ、事業者にとっては顧客の固定化や販売促進手段となることから、消費者と事業者の双方にとってメリットのある取引形態となっている。また、同時に消費支出の計画化を通じた国民生活の向上や販売及び役務提供の促進による経済の活性化にも寄与することで、国民の経済の発展において有意義な役割を果たしている。

一方、支払が商品の売買や指定役務の提供より前となることから、事業者が倒産等の不測の事態に立ち至るような場合に消費者に損害を与えることとなるほか、契約の解除等において消費者トラブルが発生しやすい特性等を併せ持っている。このため、前払式特定取引に備わった利便性を確保しながら、消費者被害等を防止することで、前払式特定取引の健全な発達を促すことが非常に重要である。

このような割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「割販法」という。）の制定及び改正の趣旨に鑑みれば、経済産業省は割販法第35条の3の61の許可を受けた者（以下「前払式特定取引業者」という。）に対する監督を適正に実施することを通じ、消費者の利益の保護を図るとともに、前払式特定取引の健全な発達を促し、もって国民経済の発展に寄与することが求められている。

### I-2 監督の基本方針の策定趣旨

割販法は上記の社会的要請を踏まえて制定及び改正されたものであり、その実現に向け、経済産業省が行う監督に係る理念や取組の方針を明示することで、監督行政の透明性及び均一性を確保し、もって前払式特定取引業者による財務の健全化及び業務の適切化を促進するため、本基本方針を策定する。

なお、本基本方針では、前払式特定取引業者のうち割販法第2条第6項第1号に掲げる取引（商品の売買の取次ぎ）を業として営む者（以下「友の会」という。）を対象としている。前払式特定取引業者のうち割販法第2条第6項第2号に掲げる取引（冠婚葬祭に係る役務の提供又はその取次ぎ）を業として営む者については、割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本指針－冠婚葬祭互助会編－を参照されたい。

各々の友の会は、消費者の利益の保護の観点から、本基本方針で示された監督上の評価項目の内容を、必要に応じて各々の経営に反映することで、財務の

健全化及び業務の適切化に努めていくことが求められる。

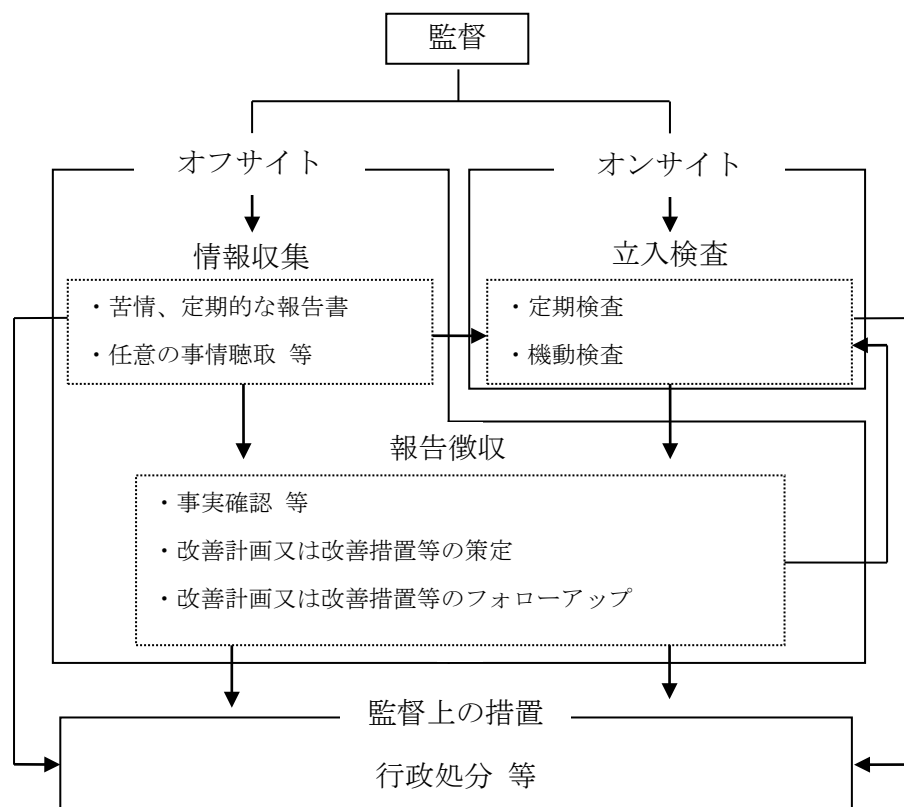
なお、本基本方針は、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとする。

### I-3 監督の定義及び本基本方針の構成

本基本方針において監督とは

- (1) 情報収集、報告徴収及び立入検査等
- (2) (1) を活用して行う監督上の措置（行政処分等）

を主とする包括的な取組を意味している。



なお、特に立入検査に関しては、割販法に基づき友の会の営業所等に立ち入り、帳簿や書類等を直接検査することになるため、立入検査を受ける友の会における影響が非常に大きく行政の取組としても一定の完結性を有していることから、本基本方針では第3章として独立させ、立入検査に係る具体的な手法や確認事項を詳細に記述することとした。

### I-4 監督の実施の枠組み

友の会の監督については、割販法に規定された社会的要請の実現のため、友の会に求める基本事項（法令に定める許可基準等）に加えて、消費者の利益の

保護等の観点に基づき実施するものとする。

そのための手法として、経済産業省においては、立入検査を効果的に実施するとともに、関係省庁等とも連携を図りつつ、継続的な情報収集及び分析を行うことで友の会の財務の健全性及び業務の適切性に係る問題点を早期に把握し、それらに対して改善に向けた行政処分等の監督上の措置を講じることで、消費者被害等の未然防止を図ることとする。

このような監督が適正かつ有効に実施されるためには、以下の事項に十分に留意することが必要である。

#### **I-4-1 オンサイトとオフサイトの適切な組合せ**

友の会の監督に当たり、立入検査によるオンサイトのモニタリング手法と、友の会から定期的に提出される報告書や消費者からの苦情等に基づいて行うオフサイトのモニタリング手法を適切に組合せることで、監督の実効性を高めるよう努めることが重要である。

#### **I-4-2 自主的な取組の促進**

経済産業省は、個々の友の会の自主的な取組に配慮しつつ、財産の状況及び業務の運営について法令等に基づき検証し、問題がある場合は改善を求める立場にある。

一方、友の会は、自己責任原則に則った経営判断の下、割販法に基づいた業務の運営等を行い、適切に業務改善を行うことが求められるとともに、適正な業務の運営の確保等に向けた自主的な取組を促進することも重要である。

#### **I-4-3 十分な意思疎通の確保**

友の会の監督に当たっては、友の会の経営に関する情報を適確に把握及び分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、経済産業省は、友の会からの報告だけでなく、日頃から関係機関等との意思疎通を十分に図ることを通じて積極的に情報を収集する必要がある。

具体的には、友の会との日常的なコミュニケーションを確保し、財産の状況のみならず、業務の運営に関する様々な情報についても把握するとともに、消費生活センター等の消費者関係機関等から寄せられる苦情相談にも注意を払うよう努める必要がある。

#### **I-4-4 効率的かつ効果的な監督の確保**

監督の実施に当たっては、健全かつ適切に業務を行っている友の会に対して



過度の負担を課すことのないよう配慮しつつ、効率的かつ効果的に行う必要がある。こうしたことから、友の会に報告や資料の提出を求める等の場合には、監督上、真に必要なものに限定するよう配慮することが必要である。

また、現在、本基本方針に基づき実施している監督の手法や手続等については、必要に応じて点検し、改善を図るなど、効率性かつ実効性の向上を図るよう努めなければならない。

### I-5 関係機関等との連携

友の会の監督に当たっては、前払式特定取引の実態と割販法の監督の枠組みを十分に踏まえつつ、関係機関等との連携を図ることとする。

- (1) 友の会の監督は、経済産業省本省並びに各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「経済産業局」という。）が連携して行うものとする。特に、友の会の監督を行っている経済産業局は、管轄地域内の友の会の経営状況等について幅広く把握し得る立場であることから、当該事業者についての情報を収集し、財務の健全性及び業務の適切性に係る情報等の把握に努めるとともに、経済産業省本省と監督情報の共有を図りつつ、問題が認められる場合には、その解決に努めなければならない。
- (2) また、営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある友の会については、立入検査及び報告徴収に係る事務が自治事務とされているため、都道府県が行う立入検査及び報告徴収の円滑な法執行を図る観点から、当該都道府県との連携を密に行うものとする。

### I-6 用語の定義

本基本方針における用語の定義は以下のとおりとする。なお、割販法に定めがある用語のうち、以下に列举されておらず、かつ、本文中で特段の定義を設けていない用語については、割販法の定めのとおりの意味で用いる。

- (1) 割販法  
割賦販売法（昭和36年法律第159号）
- (2) 割販法政令  
割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）
- (3) 割販法省令  
割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）

(4) 営業保証金省令

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）

(5) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(6) 行政手続法

行政手続法（平成5年法律第88号）

(7) 経済産業局

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局

(8) 主管局

割販法第35条の3の61の許可を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局

(9) 主管局担当課

主管局が経済産業局（関東経済産業局を除く。）の場合においては当該経済産業局産業部消費経済課、主管局が関東経済産業局の場合においては関東経済産業局産業部商務・取引信用課、主管局が内閣府沖縄総合事務局の場合においては内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

(10) 前払式特定取引業者

割販法第35条の3の61の許可を受けた者

(11) 友の会

前払式特定取引業者のうち、割販法第2条第6項第1号に掲げる取引を業として営む者

(12) 営業所

商法上登記を必要とする本店、支店のみでなく、広く営業を行っている場所（出張所等）をいい、前払式特定取引に関係のない営業所は含まない。

(13) 代理店

一定の商品のために継続反復してその営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者の店舗（代理店の出張所等を含む。）をいい、前払式特定取引に関係のない代理店は含まない。

（１４）関係会社

割販法省令第１３６条に規定する前払式特定取引業者と密接な関係を有する者として経済産業大臣が定める者（経済産業省告示第２７１号）

（１５）買物券

前払式特定取引契約約款に基づき発行した証票等（磁気式やＩＣ式のカードを含む。）をいい、ボーナス券は含まない。

（１６）ボーナス券

前払式特定取引契約約款に基づき特典として発行される証票等（磁気式やＩＣ式のカードを含む。）

## 第2章 友の会に対する監督

### Ⅱ-1 本章の趣旨

経済産業省本省及び経済産業局における監督の目的は、割販法等が求める取引の健全な発展及び消費者の利益の保護等のため、友の会等に関する情報収集及び分析を行い、友の会の財務の健全性及び業務の適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善に向けた働きかけを行っていくことである。

具体的には、友の会から定期的に提出される報告書、消費者からの苦情等から友の会に係る財産の状況及び業務の運営の状況を把握し、また、検査官による立入検査において把握した問題点の検証を行い、友の会に財務の健全化及び業務の適切化に向けた自主的な取組を促すとともに、必要に応じ行政処分等の監督上の措置を行うことである。

本章は、上記の目的を達成するために実施する友の会に対する監督に係る基本的考え方等を定めるものである。

### Ⅱ-2 監督に係る考え方と評価項目

友の会に対する監督は、下記の各評価項目に則して、その財産の状況及び業務の運営について確認するものであり、当該評価項目は、友の会に対する改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、友の会は、当該評価項目の充足状況を自ら検証し、必要に応じて財産の状況及び業務の運営に係る改善をしなければならない。

なお、監督に当たっては、取次ぎ先の業態等の多様性に鑑み、必ずしも全ての評価項目を適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な評価、運用に陥らないよう配慮する必要がある。同様に、評価項目が形式的に具備されていても、割販法の趣旨及び消費者の利益の保護等の観点から、必ずしも十分とは判断されない場合もあることに留意が必要である。

また、本章においては割販法、割販法政令及び割販法省令に基づき友の会に求められる取組を中心に記載しているが、一部、法令には規定のないものの割販法の趣旨である消費者の利益の保護等の実現のために実施されることが求められる事項についても記載している（◇で示している項目）。

#### Ⅱ-2-1 財務の健全性

友の会は、前払式特定取引契約を締結した者（以下「会員」という。）から前受金を受け入れることにより、会員に対して債務者の地位に立つという特徴がある。こうした中、友の会では、資本取引等を通じて支配関係にある取次ぎ先が財産の状況の悪化により経営破綻し、友の会も連鎖して廃業等に追い込まれ

る事態が多く見られ、法定還付に至った事案も発生している。

そのため、友の会は、商品の売買の取次ぎを確実なものとし、会員からの信用を強固なものにするという観点から、取次ぎ先と一体となって財務の健全化に取り組み、不測の事態が起こることがないようにすることが重要である。

#### Ⅱ－２－１－１ 財務比率等に関する義務

友の会は、割販法第３５条の３の６２において準用する同法第２０条第１項に規定する同法第１５条第１項第３号に規定する契約締結禁止命令の基準、割販法第３５条の３の６２において準用する同法第２３条第１項第１号に規定する同法第１５条第１項第２号に規定する許可の取消しの基準及び割販法第３５条の３の６２において準用する同法第２０条の２第１項各号に規定する改善命令の基準に係る財務比率等（以下の（１）から（７）までに掲げるもの。）を満たさなければならない。

なお、決算書類及び割販法省令第１３６条の規定により提出する様式第２８（以下「財産及び収支に関する報告書」という。）について、一般に公正妥当と認められる会計基準及び慣行等（以下「会計基準等」という。）及び割販法省令に定める基準に従って適正に計上していない、資産、負債、純資産及び損益に計上漏れがある又は意図的な簿外処理がある等、不適切であると評価した場合には、当該評価結果に基づく所要の修正を行った上で、以下の（２）から（６）の各財務比率を計算するものとする。

- （１）資本金又は出資の額が法令で規定する金額を満たしていること。
- （２）資産の合計額から負債の合計額を控除した額（以下「純資産額」という。）を資本金又は出資の額で除した比率（以下「純資産比率」という。）が法令で規定する基準を満たしていること。
- （３）一事業年度の収益の額の費用の額に対する比率（以下「経常収支比率」という。）が法令で規定する基準を満たしていること。
- （４）流動資産の合計額の流動負債の合計額に対する比率（以下「流動比率」という。）が法令で規定する基準を満たしていること。
- （５）予約前受金の合計額又は負債の合計額が、財産の状況に照らして著しく過大となっていないこと。  
具体的には、負債の合計額の純資産額に対する倍率（以下「負債倍率」と

いう。)が原則として24倍を超えないものとする。ただし、この原則の倍率を超える場合であっても、財務的な裏付けを保証する取次ぎ先や親会社があるかどうかの別等、取次ぎ先や親会社の業種、事業の態様、経営内容等に差があるので、その経営の実態を詳細に確認し、適否を判断するものとする。

(6) 前払式特定取引に係る繰延費用を過大に計上していないこと。

繰延費用を計上している場合、その計上経緯及び算出方法等を確認し、妥当と認められる範囲内において認めるものとする。

(7) 決算書類について、会計基準等に従って適正に計上しており、不健全な経理処理がないこと。

なお、貸付契約書を取り交わさずに貸付を行っている等、財産の管理及び保全状況等についても不適切な事項がないように留意するものとする。

#### 【会計基準等の例】

- ・ 企業会計原則
- ・ 金融商品に関する会計基準
- ・ 中小企業の会計に関する指針
- ・ 中小企業の会計に関する基本要領 等

(8) 財産及び収支に関する報告書について、資産については帳簿価額が当該資産を原則として決算日において評価<sup>(注1)</sup>した額を超えるとき、負債についてはその帳簿価額が当該負債を原則として決算日において評価<sup>(注1)</sup>した額を下るときは、その評価した額を貸借対照表の修正価額欄に記載していること。また、貸借対照表の資産又は負債の評価により発生した損失のうち、当該決算期に属する費用として金額を修正するとき、その他金額を修正する必要があるときに、その修正後の金額を損益計算書の修正金額欄に記載していること。

具体的には、以下に示す方針に沿って評価し、帳簿価額及び金額が実態にそぐわない場合等に修正するものとする。

(注1) 決算日の翌日以降、当該報告書の報告日までの間に発生した財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象(後発事象)で、実質的な原因が決算日時点で既に存在しており、決算書類を修正する必要があるにもかかわらず修正していないものの評価を含む。

#### 【資産、負債、純資産及び損益の評価及び修正方針】

<貸借対照表>

①貸付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸倒懸念債権、破産更生債権等、回収困難な債権の有無を確認し、貸倒引当金等の計上の必要があると判断される場合には、当該帳簿価額の金額を修正（貸倒引当金計上不足額の増額等）する。</li> </ul>
②繰延費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延費用を計上している場合、その計上基準等を確認し、過大計上があると認められる場合は、当該金額を修正（減額）する。</li> <li>流動資産に表示している金額（1年以内）<sup>(注2)</sup>について、その計上基準等を確認し、過大計上があると認められる場合は、当該金額を修正（減額）し、固定資産に表示している金額（1年超）を修正（増額）する。</li> </ul>
③前払費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーナス券発行等に係る前払費用（同義の科目を含む。）の計上が過大であると認められる場合は、当該金額を修正（減額）する。</li> </ul>
④有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産に係る減価償却不足累計額を内包している場合は、当該金額を修正（有形固定資産の該当資産を減額）する。</li> </ul>
⑤無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>無形固定資産について、償却不足等で資産性が認められないと判断されるものについて当該金額を修正（無形固定資産の該当資産を減額）する。</li> </ul>
⑥繰延資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却不足等で資産性が認められないと判断されるものについて当該金額を修正する。</li> </ul>
⑦売掛金等の 金銭債権ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>①から⑤まで以外の売掛金、未収入金、立替金等の金銭債権のほか、仮払金、出資金、投資有価証券等で、法的に債権が消滅した場合のほか、貸付金と同様に回収不能と見込まれるもの及び出資先が経営破綻している等で資産性が認められないと判断されるもの等について当該金額を修正（貸倒引当金計上不足額の増額、又は当該帳簿価額の減額等）する。</li> </ul>
⑧会員前受金、 買物券及び ボーナス券	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員前受金及び買物券の計上が過小であると認められる、又は未使用のボーナス券等（未払債務）を計上していない場合は、当該金額を修正（増額）する。</li> <li>流動負債に表示している会員前受金の金額（1年以内）<sup>(注3)</sup>について、その計上基準等を確認し、過少計上があると認められる場合は、当該金額を修正（増額）し、固定負債</li> </ul>

	に表示している会員前受金の金額（1年超）を修正（減額）する。
⑨簿外債務等	・簿外債務（借入金を含む。）等の存在が認められる場合は、当該金額を修正（増額）する。
⑩その他	・①から⑨まで以外の項目についても、会計基準等に従って適正に処理していない場合は適宜修正する。

<損益計算書>

①経常収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高及び営業外収益について、当該決算期に属さないにもかかわらず計上している等、適切に計上していないと判断される場合には、当該金額を修正（減額）する。</li> <li>・営業外収益の中に前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益の額が含まれている場合には、当該金額を修正（減額）する（この場合、特別利益を増額修正する。）。</li> </ul>
②経常費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上原価、販売費及び一般管理費及び営業外費用について、当該決算期に属するにもかかわらず計上していない等、適切に計上していないと判断される場合には、当該金額を修正（増額）する。</li> <li>・貸借対照表の資産又は負債の評価により発生した損失のうち当該決算期に属する費用については、該当する帳簿金額を修正（増額）する。</li> <li>・営業外費用の中に前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の損失の額が含まれている場合には、当該金額を修正（減額）する（この場合、特別利益を増額修正する。）。</li> </ul>
③減価償却 当期末実施額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該決算期（単年度）の減価償却未実施額（不足額）については、当該減価償却費を経常費用で経理すべきものである場合には、その不足額を経常費用に加算（増額）修正する。<sup>(注4)</sup></li> </ul>
④その他	・①から③まで以外の項目についても、会計基準等に従って適正に処理していない場合は適宜修正する。

(注2) 繰延費用のうち流動資産に表示する金額については、合理的な根拠に基づく計上基準により計上された金額を流動資産に表示する方法も認められる。また、一旦採用した計上基準は、正当な理由により変更を行う場合を除き、各時期を通じて継続して適用するものとする。

(注3) 会員前受金のうち流動負債に表示する金額については、例えば、友の会における



契約の特性からその全額を流動負債に表示する方法が考えられる。その他合理的な根拠に基づく計上基準により計上された金額を流動負債に表示する方法も認められる。

また、一旦採用した計上基準は、正当な理由により変更を行う場合を除き、各時期を通じて継続して適用するものとする。

(注4) 減価償却不足額の要因が会計基準等に従った減損会計等の適用による税務との一時差異に該当する場合は、修正を要しないものとする。

## Ⅱ-2-1-2 連結ベースの財務比率等

友の会は、資本取引等を通じ支配関係にある取次ぎ先と一体として運営している事業者が多く、これら別法人の財産の状況が友の会に大きく影響していること等に鑑み、これらを一体の経営体とみなした当該グループ全体でも総合的、一体的に財務の健全化に取り組むことが求められる。

そのため、友の会の財産の状況（以下「単体ベース」という。）について、Ⅱ-2-1-1の各財務比率等を満たすとともに、関係会社がある場合には、当該関係会社を含めたグループ全体の財産の状況（以下「連結ベース」という。）についても単体ベースの考え方に準じて、以下の財務比率等を満たすように努めなければならない。

友の会又はその親会社が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該連結財務諸表を連結ベースとして扱うものとする。ただし、連結財務諸表提出会社以外については、法令上は連結財務諸表の作成義務がないため、その作業負担等に鑑み、より簡便に、決算期が異なる場合であっても、友の会を含む関係会社の各決算を単純合算した上で、友の会の決算期における関係会社相互間の投資と資本及び債権と債務並びに商品の売買等の当該科目の取引金額の相殺消去により作成する方法で差し支えないものとする。

(1) 法令の規定により決算書類等を提出している関係会社の範囲が適切であること。

(2) 連結ベースで以下の各財務比率等を満たすことが求められる。(◇)

- ① 純資産比率が100パーセント以上であること。
- ② 経常収支比率が100パーセント以上であること。
- ③ 流動比率が原則として80パーセント以上であること。ただし、この原則の比率を下回る場合であっても、取次ぎ先や親会社の業種、事業の態様、経営内容等に差があるので、これらを勘案して総合的に適否を判

断するものとする。

- ④ 予約前受金の合計額又は負債の合計額が、財産の状況に照らして著しく過大となっていないこと。

- (3) 関係会社に係る決算書類について、会計基準等に従って適正に計上しており、不健全な経理処理がないこと。(◇)

## II-2-2 業務の適切性

友の会が業務を遂行するに当たって、会員に対して正確に情報提供が行われず、公正かつ適正な取引が確保されなかったり、前受金が適切に保全及び運用されなかったりした場合、会員の利益の保護に欠けることになる。

また、会員との間でトラブルが多発すると、友の会の信用失墜に繋がり、結果として事業遂行が不安定なものとなるおそれがある。そのため、友の会は、これらの観点から業務の適切化に向けた取組が求められる。

なお、各評価項目に関連するその他業務の運営においても、会員の利益の保護に著しく欠け、不適切と認められる行為がないように留意するものとする。

### II-2-2-1 前受金の保全及び運用等

友の会は、割販法第35条の3の62において準用する同法第16条の規定に基づき営業保証金の供託を行うとともに、同法第35条の3の62において準用する同法第18条の3の規定に基づき毎年3月31日及び9月30日（以下これらの日を「基準日」という。）に、会員から預かった前受金の合計額の2分の1相当額について保全措置を講じる義務がある。また、契約の履行を確実なものとするため、会員が商品の売買の取次ぎを受けるまでの間、会員から預かった前受金を適正に運用することが重要である。

このため、友の会は、以下の点に留意し、適正に前受金の保全及び運用等を行わなければならない。

#### II-2-2-1-1 営業保証金の供託

- (1) 営業保証金の合計額は適正であり、その供託を適正に行っていること。

- (2) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債は、発行時は元本部分と利息部分を分離することができる利付国債（分離適格振替国債（ストリップス債））であるが、分離後は元本部分と利息部分がそれぞれ割引債と同様の形態の債券として売買されるものであるため、当該国債を利付国債として評価することは、会員の利益の保護の観点からリスクが高い。

そのため、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を営業保証金に充てている場合、当該有価証券の評価に当たっては、割販法省令第125条において準用する同省令第16条第2項に規定する割引の方法により発行した債券とみなし、「発行価額」は「取得価額（ただし、額面金額を上限とする）」、「発行の日」は「取得の日」と読み替えて適正に算定することが求められる。  
(◇)

【別記算式（読み替え後）】

$$\frac{\text{額面金額} - \text{取得価額}}{\text{取得の日から償還の日までの年数}} \times (\text{取得の日から供託の日までの年数})$$

この式の計算は、取得の日から償還の日までの年数および取得の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と取得価額との差額を取得の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(3) 営業保証金の供託に係る届出を適正に行っていること。

(4) 営業保証金の供託に係る届出を行わずに営業を行っていないこと。

## II-2-2-1-2 前受金保全措置

(1) 保全の対象となる基準日において、会員から受領した前受金の合計額（以下「予約前受金残高」という。）の2分の1に相当する額が割販法第35条の3の62において準用する割販法第17条第1項に規定する営業保証金の額を超えるときは、前受金保全措置を講じ、届け出ていること。

(2) (1)の届出を基準日の翌日から起算して50日以内に行っていない場合、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後において、新たな前払式特定取引契約を締結していないこと。

(3) 保全の対象となる基準日における予約前受金残高が適正であること。

(4) 基準日において、前受金保全措置を講じた額が、当該基準日における予約前受金残高の2分の1に相当する額から営業保証金の額を差し引いた額

に相当する額を下回っていないこと。

- (5) 割販法第35条の3の62において準用する同法第19条の2の規定に基づく帳簿（以下「法定帳簿」という。）における予約前受金残高と会計帳簿その他の書類等から計算される予約前受金残高に差異がある場合、法定帳簿又は会計帳簿その他の書類等のいずれかに何らかの誤りがある蓋然性が高い。そのため、当該残高に差異がある場合には、多い方の額を基準として保全措置を講じる額を計算することが求められる。(◇)
- (6) 前受金保全措置は、前受業務保証金の供託又は前受業務保証金供託委託契約の締結により、適正に講じていること。
- (7) 分離元本振替国債又は分離利息振替国債を前受業務保証金に充てている場合、当該有価証券の評価に当たっては、割販法省令第125条において準用する同省令第16条第2項に規定する割引の方法により発行した債券とみなし、「発行価額」は「取得価額（ただし、額面金額を上限とする）」、「発行の日」は「取得の日」と読み替えて適正に算定することが求められる。(◇)

#### Ⅱ－２－２－１－３ 前受金の運用

前受金の運用については、会員の利益の保護及び適正な業務の運営の観点から、原則として預金等安全性のある資産に充当し、固定資産等の固定的な資産又は投資で安定性に欠くもの、又は貸付金等で安全性に欠くものに多額に充当する等不適切な運用を行わないことが求められる。(◇)

#### Ⅱ－２－２－１－４ 保管替え

主たる営業所の所在地を変更したことにより、最寄りの供託所が変更となった場合は、遅滞なく保管替えの手続を行っていること。

#### Ⅱ－２－２－２ 変更届

友の会は、割販法第35条の3の62において準用する同法第19条の規定に基づき許可の申請事項に変更があった場合等には、遅滞なく届出をする義務がある。

このため、友の会は、以下の点に留意し、適切に変更の届出を行わなければならない。

- (1) 許可の申請事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ていること。
- (2) 前払式特定取引契約約款（以下「契約約款」という。）を変更しようとするときは、その旨を届け出ていること。

### Ⅱ－２－２－３ 法定帳簿及び会員管理

友の会は、割販法第35条の3の62において準用する同法第19条の2の規定に基づき法定帳簿を備え付け、割販法省令第125条において準用する同割販法省令第21条に定める事項の記載及び保存が義務付けられている。また、会員に関する情報を適正に管理することは、会員の利益の確保の観点から重要である。

このため、友の会は以下の点に留意し、法定帳簿の整備及び会員管理の徹底を適切に行わなければならない。

- (1) 法定帳簿は、主たる営業所に備え付けていること。また、主たる営業所に備える法定帳簿に法令で規定する事項をすべて記載することが困難なことから、従たる営業所にも法定帳簿を備える場合は、その旨を届け出ていること。
- (2) 法定帳簿には、法令で規定する事項を記載していること。
- (3) 主たる営業所及び(1)の従たる営業所に法定帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える法定帳簿に、法定帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載していること。
- (4) 法定帳簿を、閉鎖の日から起算して2年間保存していること。

### Ⅱ－２－２－４ 契約約款

友の会は、割販法省令第123条に規定する記載の基準に適合した契約約款を策定する必要がある。また、契約内容等を明確かつ正確に記載すること及び契約約款の定めにより当該契約約款を適切に交付することは、会員の利益の保護の観点からも重要である。

このため、友の会は、以下の点に留意し、適正な契約約款の策定等を行わなければならない。

#### Ⅱ－２－２－４－１ 契約約款の交付

- (1) 契約約款を、当該契約約款に定めている時期及び方法により適切に交付していること。
- (2) 契約約款の再交付を求められたときは、遅滞なく当該契約約款を再交付していること。
- (3) 現在新規に契約締結を行っていない契約約款で、商品の売買の取次ぎを受けていない会員がいるものについて、当該契約約款を保存及び管理することが求められる。(◇)

#### Ⅱ－２－２－４－２ 契約約款の記載事項

- (1) 契約約款に、法令に規定する事項を記載する欄があること。
- (2) 契約約款に、法令に規定する事項を記載し、その内容が法令の基準に合致していること。
- (3) 契約約款に、法令で規定する記載してはならない事項を記載していないこと。
- (4) 契約約款に、法令で規定する事項を赤字の中に赤字で記載していること。
- (5) 契約約款は、法令で規定する大きさ以上の文字及び数字を用いていること。

#### Ⅱ－２－２－５ 公正かつ適正な取引の確保

公正かつ適正な取引を確保するため、広告及び表示、勧誘及び契約、契約の履行並びに契約の解除等の各段階において、会員に対して契約に関する情報が適切に提供されるとともに、一連の契約行為を適切に行うことは、会員の利益の保護の観点から重要である。

また、契約行為等の業務の一部を担っている代理店や委託先において不適切な行為が行われないう指導するとともに、会員からの苦情に適切かつ迅速に対応する体制を整備することも、会員の利益の保護の観点から重要である。

このため、友の会は以下の点に留意し、公正かつ適正な取引を確保しなければならない。

##### Ⅱ－２－２－５－１ 広告及び表示

パンフレットやチラシ等において、不実のこと又は誤解されるおそれのあることを表示していないこと。

#### Ⅱ－２－２－５－２ 勧誘及び契約

- (1) 契約手続を契約約款に定めたとおりに適切に行うことが求められる。(◇)
- (2) 届出があった契約約款と異なる内容の前払式特定取引の契約を行っていないこと。
- (3) 勧誘及び契約に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げていること。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないこと。
- (4) 不利益となるべき事実を告げずに、既契約を消滅させて新規契約の申込みをさせたり、新規契約の申込みをさせて既契約を消滅させる行為を行っていないこと。
- (5) 前払式特定取引の契約を締結させるため、購入者等を威迫していないこと。

#### Ⅱ－２－２－５－３ 契約の履行

- (1) 契約約款に記載した義務を履行していること。また、履行できなくなるおそれがないこと。
- (2) 買物券やボーナス券等を発行している場合、契約約款に定めたとおりに発行及び再発行していることが求められる。(◇)
- (3) 買物券やボーナス券等を発行している場合、使用済み券と未発行券を分別管理する等、適切に管理することが求められる。(◇)
- (4) 契約の履行に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げていること。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないこと。
- (5) 取次ぎ先と取次ぎに係る契約書を取り交わし、その内容が適切であること。

具体的には、取次ぎに係る契約書において、業務内容や取次ぎ手数料等が明確になっているとともに、会員の利益の保護に欠ける条項を設けていない等、取次ぎする業務が適切に遂行される内容となっている必要がある。

#### Ⅱ－２－２－５－４ 契約の解除

- (1) 契約の解除の手続を契約約款に定めたとおりに適切に行うことが求められる。(◇)
- (2) 契約の解除に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げていること。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないこと。
- (3) 契約の解除を妨げるため、購入者等を威迫していないこと。
- (4) 契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させていないこと。
- (5) 契約の解除に伴う解約返戻金は、契約約款に定めている手続による申出があった日から45日以内の一定の期間内に、会員へ払い戻していること。  
なお、45日以内は、解約手続書類が最初に提出された日から起算されるが、解約手続に必要な不可欠な書類が不足している、解約手続書類に重要な記載漏れがある等の合理的な理由がある場合にはこの期間を超えたとしても問題にならないものとする。
- (6) 契約の解除について、高齢者や身体が不自由な会員もいること等も踏まえ、会員の利便性や個別事情を十分考慮した手続を行うことが求められる。  
具体的には、会員から来店による手続きが困難である等の申出があった場合に、例えば事業者による訪問又は郵送等の来店を要しない手続きを認めること等、柔軟な対応が求められる。(◇)
- (7) 会員の情報を適切に管理し、トラブルを回避する方法の一つとして加入者証(会員証)を発行及び再発行並びにその受渡しをすることは有効であるが、会員にとって加入者証(会員証)は解約以降には必要としないものである。このため、加入者証(会員証)を紛失した会員が解約を希望する場合においては、加入者証(会員証)の再発行手数料を徴収しないことが求められる。(◇)



- (8) 解約返戻金については、契約約款に定めた計算方法により算出された額を会員に払い戻していること。
- (9) 解約返戻金を会員の指定する金融機関の口座に振り込む場合は、契約約款に口座振込に係る手数料の負担の有無を明確にしている等、適切に行うことが求められる。(◇)
- (10) 会員の支払義務の不履行によって契約を解除する場合には、契約約款に必要な規定を定めており、かつ当該契約約款に従って適切に催告を行い、期限までに履行されなかった場合に限り、契約を解除していること。

#### Ⅱ－2－2－5－5 代理店及び委託先管理

- (1) 代理店を有する場合は、当該代理店と代理店契約書を取り交わし、その内容が適切であること。  
具体的には、代理店契約書において、業務内容や遵守事項等を明確にしているとともに、過度な会員勧誘に繋がる条項を設けていない等、代理する前払式特定取引の業務が適切に遂行される内容となっている必要がある。
- (2) 代理店又は委託先に関する社内体制等の整備については、代理店又は委託先に対する指導の観点から、以下の点に留意することが求められる。(◇)
- ① 前払式特定取引の業務を委託する場合は、当該委託先と委託契約書を取り交わし、その内容が適切であること。  
具体的には、委託契約書において、業務内容や遵守事項等を明確にしているとともに、会員の利益の保護に欠ける条項を設けていない等、委託する前払式特定取引の業務が適切に遂行される内容となっている必要がある。
- ② 代理店又は委託先の管理に関する社内規則等を整備していること。
- (3) 代理店又は委託先の業務を定期的に確認し、問題があった場合には改善を指示するなど適切に指導を行っていること。  
なお、代理又は委託業務に関して法令違反や契約違反があった場合に限らず、本基本方針で示した監督項目を遵守していない場合等、代理又は委託した業務における会員の利益の保護に欠けるような行為も指導の対象としている必要がある。

#### Ⅱ－２－２－５－６ 苦情処理

- (1) 苦情処理に関する社内体制等の整備については、会員からの苦情の適切かつ迅速な処理を確保する観点から、以下の点に留意することが求められる。(◇)
- ① 苦情処理を担当する窓口を設置していること。また、会員を含め消費者がその存在を確認することが可能な状態にしていること。
  - ② 苦情処理手続等を定め、苦情処理担当部署及び担当者に周知徹底していること。
- (2) 苦情を受け付けたときは、遅滞なく原因を究明し、必要な調査を行うとともに、記録及び保存がされていること。
- (3) 苦情内容を関係部署と共有するとともに、当該内容及びその処理について経営陣が把握していること。
- (4) 苦情内容を踏まえ、前払式特定取引の業務に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じていること。

#### Ⅱ－２－２－６ 情報の管理

友の会は、会員に関する情報の取扱いは必要不可欠なものであり、かつ、多くの情報を取り扱うことから、これを適切に管理することは極めて重要である。会員に関する情報の漏えい等が発生した場合、当該情報が悪用されることにより会員の利益が著しく損なわれるおそれがあることから、友の会は、割販法の規定に加え、個人情報保護法の規定に基づく措置も求められている。

このため、友の会は以下の点に留意し、適切に情報を取り扱わなければならない。

- (1) 情報管理に関する社内体制等の整備については、会員に関する情報の適切な取扱いを確保する観点から、以下の点に留意することが求められる。(◇)
- ① 会員の情報を管理する責任部署や責任者を明確に定めていること。
  - ② 個人情報の適切な取扱いに係る社内規則等を整備していること。
  - ③ 情報の漏えい及び目的外利用等が発生した場合に、官公庁も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備していること。
  - ④ 情報管理を外部委託する場合は、委託先の監督を適切に行うための基準が明確になっていること。

- (2) 個人情報を取得する場合は、個人情報の利用目的を特定し、本人に明示していること。また、個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ていること。
- (3) 従業者に、個人情報の適切な取扱いを周知徹底するとともに、定期的な研修を行う等の適切な教育を行っていること。
- (4) 個人情報について、盗難等の防止に関する安全措置を講じていること。
- (5) 個人情報について、電子機械装置を用いている場合は、アクセス制限、パスワード管理やバックアップ対策等を講じていること。
- (6) 委託先等が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っていること。

#### Ⅱ－２－２－７ 法令等遵守（コンプライアンス）体制等

法令等を遵守するためには、経営陣が法令を遵守することは当然ながら、契約行為等の業務を行う従業員等に対して適切に指導監督を行うことが、会員の利益の保護の観点から重要である。

このため、友の会は、以下の点に留意して、コンプライアンス体制等を整備しなければならない。

##### Ⅱ－２－２－７－１ 基本的体制の整備

- (1) 法令等遵守に関する社内体制等の整備については、従業員等に対する指導及び適正な業務の運営の観点から、以下の点に留意することが求められる。(◇)
  - ① 従業員等の法令遵守を監督する責任部署や責任者を明確に定めていること。
  - ② 法令等に定める各種行為規制等の履行が確保される内容の社内規則等を定め、従業員等に法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めていること。
  - ③ 法令改正の動向等の法令遵守に係る必要な情報の把握に努めるとともに、社内規則等の内容の適切性について定期的に検討を行い、必要がある場合には見直しを行っていること。

(2) 社内において、法令、社内規則等の遵守状況を定期的に確認していること。

(3) (2) の結果、従業員等の行為に問題がある場合には、改善を指示するなど適切に指導監督を行うとともに、経営陣に対しても報告を行っていること。

なお、業務に関して法令違反や社内規則違反があった場合に限らず、本基本方針で示した監督項目を遵守していない場合等、会員の利益の保護に欠けるような行為も指導監督の対象としている必要がある。

(4) 例えば業界団体が実施する研修等、法令等の遵守に関する研修を定期的に受講させる等、社内教育を実施していること。

具体的には、割販法に限らず、消費者契約法その他消費者関連法令、顧客対応及び個人情報保護等に関する社内教育を実施している必要がある。

#### Ⅱ－２－２－７－２ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

友の会として、業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、友の会は政府の指針の趣旨を踏まえ、平素より反社会的勢力との関係遮断に向け、以下の体制の整備に取り組むことが求められる。(◇)

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等を適切に実施する体制となっていること。

(2) 契約約款等に、反社会的勢力排除条項を設けていること。

(3) 取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、可能な限り速やかに関係を解消することとなっていること。

(4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性及び重要性を踏まえ、担当者や担当部署

だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとなっていること。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

(a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

(b) 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

## II-3 監督の手法

友の会に対する監督は、先述したように友の会等の経営に関する情報を適確に把握及び分析し、友の会の財務の健全性及び業務の適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行うものである。

具体的には、オンサイト(立入検査)とオフサイト(報告徴収等)の多様な手法を適切に組み合わせ、適確な情報収集を行い、その情報を元に、財務の健全性及び業務の適切性等について分析及び検証を行い、会員の利益の保護及び友の会の健全な発展の観点から、改善に向けた指摘や行政処分等の必要性について判断し、実施することである。監督の基本的な手法は、以下のとおりである。

なお、監督に当たっては友の会や取次ぎ先の多種多様な業種、業態に配慮しながら実施することに留意する必要がある。

### II-3-1 オフサイトのモニタリング手法

#### II-3-1-1 財産の状況に関する事項

##### II-3-1-1-1 情報収集

(1) 経済産業省本省又は主管局は、財産及び収支に関する報告書等の入手した情報を基に、資産、負債、純資産及び損益について、それぞれ適正な経理処理が行われているかを精査し、財産の状況の正確な把握に努めるものとする。

(2) 入手した情報を精査した結果、遵守すべき各財務比率等を満たしていないおそれがあると認めるときは、必要に応じて任意の事情聴取を実施し、又は事実関係の報告や関係資料の提出等を求めるものとする。

(3) 事情聴取の結果、Ⅱ-2-1-1の(2)又は(3)を満たしていない友の会(以下「特定友の会」という。)であることを確認した場合には、原則として報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

ただし、上記以外の財産の状況に関する法令違反等のおそれを確認した場合であっても、行政処分の実施を検討する必要がある場合には、報告徴収又は立入検査を実施することを妨げない。

## Ⅱ-3-1-1-2 報告徴収等

### Ⅱ-3-1-1-2-1 事実確認及び改善計画の報告

(1) 経済産業省本省又は主管局は、特定友の会と認められた友の会(当該事業年度中に遵守すべき財務比率等を満たすことが明確であると判断できる場合又は直近において、検査を実施する場合を除く。)に対し、報告徴収により、必要に応じて事実関係や発生原因分析結果等の確認を行うとともに、改善計画の提出を求めるものとする。

ただし、会員の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合及び行政処分の発動要件を充足することが明白な場合は、直ちに行政処分の実施を検討することを妨げない。

(2) 改善計画については、以下の留意事項を踏まえて策定した財産及び収支に関する改善計画に関する報告書(以下「改善計画書」という。)の提出を求めるものとする。この場合、関係会社と一体とした改善を図らせるため、単体ベースに加え、連結ベースについての改善計画書又はこれに代わる書面(関係会社の経営計画等)の提出を求めるものとする。

#### 【改善計画書の策定に係る留意事項】

①改善期間	速やかに改善を図る計画内容であることを原則とするが、会員の利益の保護の観点から問題がないと認められ、かつ、
-------	---

	<p>当該事業者の実態等からやむを得ないと判断される場合には、直近の事業年度終了後に提出された財産及び収支に関する報告書の受理日の属する事業年度の翌事業年度から起算して原則3年の期間とする。</p>
<p>②改善目標</p>	<p>改善計画書を策定するに当たっての具体的な改善目標については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、既に改善目標を達成している指標も含め、すべての指標について改善計画を策定するものとする。</p> <p>ア) 純資産比率</p> <p>改善計画期間中に100パーセント以上とし、財務基盤強化に資する計画とする。</p> <p>イ) 経常収支比率</p> <p>経常収支黒字を安定的に維持できる収益力の強化に留意した計画を求めるものとし、改善計画期間中に原則として3期連続で100パーセント未満にならないこととする。その際、経常収支比率100パーセント未満が連続する期には、改善計画書における第1期の直前2期を含めるものとする。</p> <p>ウ) 流動比率</p> <p>改善計画期間中に80パーセント以上とする。</p> <p>エ) 負債倍率</p> <p>改善計画期間中に原則として24倍以内とするものの、取次ぎ先や親会社の業種、事業の態様、経営内容等を踏まえて圧縮を図る計画とする。</p> <p>オ) 繰延費用</p> <p>繰延費用を計上していた場合、財務健全化の一層の向上の観点から、可能な限り圧縮を図り、極力計上する必要のない財務体質とするものとする。</p> <p>カ) その他</p> <p>経理処理が不健全と認められた場合は、是正措置又は財産の状況等の悪化に備えた健全な会計処理を織り込んだものとする。</p>

(3) 提出された改善計画書の妥当性等を確認し、必要に応じて修正又は追加提出を求めるものとする。

## II-3-1-1-2-2 改善計画のフォローアップ

(1) 経済産業省本省又は主管局は、改善計画期間中は改善計画書の提出を求めた友の会から、毎事業年度終了後速やかに当該計画の進捗状況に関する財産及び収支に関する改善計画進捗状況報告書（以下「改善計画進捗状況報告書」という。）の提出を受けるものとする。

なお、報告内容に不備等がある場合には修正又は追加提出を求めるものとする。

(2) 改善計画の取組状況の把握に当たって、財産の状況の実態の再確認が必要である場合又は改善取組の結果として遵守すべき財務比率等を満たした旨の改善計画進捗状況報告書が提出された場合であって、その内容の検証が不可欠であると判断したときには、早急に立入検査により実態把握を行うものとする。

立入検査において、改善計画書の計画内容の適確性、妥当性等を確認し、改善計画書に記載された計画内容が実態に即していない等、見直しが必要と判断した場合には、改めて改善計画書の提出を求めるものとする。

(3) 提出された改善計画進捗状況報告書を検証した結果、収益改善による改善計画の達成が危ぶまれる場合には、資本注入、事業の再編成及び資産売却等による事業再生計画の策定、経営権譲渡等の経営改善の取組方針を確認しつつ、抜本的な改善策の実行により確実に改善することを求めるものとする。

(4) 提出された改善計画進捗状況報告書を検証した結果、自主的な改善が困難と認められる場合、又は会員の利益の保護及び財務の健全性等の観点から重大な問題が認められる場合には、改善計画期間中か否かにかかわらず、行政処分の実施を検討するものとする。

## Ⅱ－３－１－２ 業務の運営等に関する事項

### Ⅱ－３－１－２－１ 情報収集

(1) 経済産業省本省又は主管局は、行政機関に寄せられる苦情等により情報を入手し、業務の運営等の正確な把握に努めるものとする。

また、友の会は、不祥事件の発生を知った場合には、その業務の遂行に当たって、経済産業省本省又は主管局に速やかに当該事実を申し出ることが望まれる。

(2) 入手した情報を精査した結果、友の会に法令違反等のおそれがあると認



めるときは、必要に応じて任意の事情聴取を実施し、又は事実関係の報告や関係資料の提出等を求めるものとする。

- (3) 事情聴取の結果、法令違反等のおそれが認められ、行政処分の実施を検討する上で必要がある場合には、報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

ただし、友の会による適正な業務の運営等に向けた自主的な取組を促進する観点から、友の会から法令違反に関する報告を受け、当該報告の内容から法令違反の改善措置、再発防止策及び会員の利益の保護に関する措置が適切に講じられると判断される場合には、引き続き任意の事情聴取又は書面による報告等により、フォローアップを行うことができるものとする。

#### **Ⅱ－３－１－２－２ 報告徴収等**

##### **Ⅱ－３－１－２－２－１ 事実確認及び改善措置等の報告**

- (1) 経済産業省本省又は主管局は、任意の事情聴取の結果、業務の運営等に関する法令違反等のおそれが認められる場合、又は当該事業者が事情聴取の求めに応じない場合（直近において、検査を実施する場合を除く）、報告徴収により事実関係や発生原因分析結果等の確認及び改善措置等の提出を求めるものとする。

ただし、会員の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合及び行政処分の発動要件を充足することが明白な場合は、直ちに行政処分の実施を検討することを妨げない。

- (2) 提出された改善措置等の妥当性等を確認し、必要に応じて修正又は再提出を求めるものとする。

##### **Ⅱ－３－１－２－２－２ 改善措置等のフォローアップ**

- (1) 経済産業省本省又は主管局は、友の会から提出された改善措置等の内容を検証した結果、行政処分の必要性が認められない場合、すなわち会員の利益の保護及び業務の適切性等の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、当該事業者の自主的な改善措置を求めることが可能な場合においては、任意の事情聴取等を通じて、提出された改善措置等のフォローアップを行うものとし、必要があれば、継続して定期的な報告を求めるものとする。

- (2) 提出された改善措置等の内容を検証した結果、会員の利益の保護及び業

務の適切性等の観点から重大な問題が認められる場合、又は当該事業者の自主的な改善が困難と認められる場合には、行政処分の実施を検討するものとする。

## Ⅱ-3-2 オンサイトのモニタリング手法

### Ⅱ-3-2-1 財産の状況に関する事項

#### Ⅱ-3-2-1-1 検査

経済産業省本省又は主管局は、立入検査により、遵守すべき財務比率等の遵守状況を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。

Ⅱ-3-1-1-1により、遵守すべき財務比率等を満たしていないおそれが認められる場合には、それらの点について重点的に検査を行うものとする。また、オフサイトを契機として、立入検査前にⅡ-3-1-1-2により、改善計画書を提出させている場合には、当該計画の進捗状況についても重点的に検査を行うものとする。

なお、検査の詳細については第3章に記述する。

#### Ⅱ-3-2-1-2 報告徴収等

##### Ⅱ-3-2-1-2-1 事実確認及び改善計画等の報告

(1) 経済産業省本省又は主管局は、立入検査の結果、財産の状況に関する法令違反等を確認した場合、報告徴収等により、必要に応じて発生原因分析結果等の追加的な確認を行うとともに、財務比率に係る法令違反等にあつては改善計画書を、それ以外の法令違反等にあつては改善措置等の提出を求めるものとする。

ただし、会員の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合及び行政処分の発動要件を充足することが明白な場合は、直ちに行政処分の実施を検討することを妨げない。

(2) 改善計画書の提出等については、Ⅱ-3-1-1-2-1の(2)に準じて取扱うものとする。ただし、【改善計画書の策定に係る留意事項】の①改善期間中「直近の事業年度終了後に提出された財産及び収支に関する報告書の受理日」とあるのは、「立入検査実施日」と読み替える。

(3) 提出された改善計画書又は改善措置等の妥当性等を確認し、必要に応じて修正又は再提出を求めるものとする。

##### Ⅱ-3-2-1-2-2 改善計画等のフォローアップ

改善計画のフォローアップについては、Ⅱ-3-1-1-2-2に準じて取扱うものとする。

また、改善措置等のフォローアップについては、Ⅱ-3-1-2-2-2に準じて取扱うものとする。

## Ⅱ-3-2-2 業務の運営等に関する事項

### Ⅱ-3-2-2-1 検査

経済産業省本省又は主管局は、立入検査により、友の会の業務の運営等に関する法令等の遵守状況を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。

Ⅱ-3-1-2-1により、法令違反等のおそれが認められる場合には、それらの点について重点的に検査を行うものとする。また、立入検査前に、オフサイトを契機として、Ⅱ-3-1-2-2により、改善措置等を提出させている場合には、当該措置等の対応状況についても重点的に検査を行うものとする。

なお、検査の詳細については第3章に記述する。

### Ⅱ-3-2-2-1 報告徴収等

#### Ⅱ-3-2-2-1-1 事実確認及び改善措置等の報告

(1) 経済産業省本省又は主管局は、立入検査の結果、業務の運営等に関する法令違反等が確認された場合には、報告徴収等により、発生原因分析結果等の追加的な確認及び改善措置等について提出を求めるものとする。

ただし、会員の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合及び行政処分の発動要件を充足することが明白な場合は、直ちに行政処分の実施を検討することを妨げない。

(2) 提出された改善措置等の妥当性等を確認し、必要に応じて修正又は追加提出を求めるものとする。

#### Ⅱ-3-2-2-1-2 改善措置等のフォローアップ

改善措置等のフォローアップについては、Ⅱ-3-1-2-2-2に準じて取扱うものとする。

## Ⅱ-3-3 行政処分

### Ⅱ-3-3-1 行政処分の定義

本基本方針において「行政処分」とは、友の会に対する行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分であり、具体的には以下のとおり定義する。

- (1) 「約款変更命令」とは、割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第3項の規定による前払式特定取引業者への約款変更命令をいう。
- (2) 「契約締結禁止命令」とは、以下の処分をいう。
  - ① 割販法第35条の3の62において準用する同法第20条第1項の規定に基づく前払式特定取引業者への契約締結禁止命令をいう。
  - ② 割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項の規定に基づく前払式特定取引業者への契約締結禁止命令をいう。
- (3) 「改善命令」とは、割販法第35条の3の62において準用する同法第20条の2第1項の規定による前払式特定取引業者への改善命令をいう。
- (4) 「許可の取消し」とは、以下の処分をいう。
  - ① 割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第1項の規定に基づく前払式特定取引業者への許可の取消しをいう。
  - ② 割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項の規定に基づく前払式特定取引業者への許可の取消しをいう。

### Ⅱ-3-3-2 行政処分の基準

経済産業省本省又は主管局は、報告徴収及び検査等の監督手段を用い情報収集をし、分析及び検討した結果、法令違反を確認し、財産の状況及び業務の運営に関して改善等を求める必要がある場合には、行政処分を講じることとし、その判断に当たっては、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成21年9月15日付平成21・09・08商第4号）」（以下「審査基準」という。）に規定する以下のⅡ-3-3-3の基準に従うものとする。その際、「重大性又は悪質性の有無等の観点」とは、主に以下の（1）から（3）までに掲げる要因も勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

#### （1）当該行為の重大性及び悪質性

##### ① 会員被害の程度

広範囲にわたって多数の会員が被害を受けた又は受ける可能性があるか。また、個々の事案における被害が深刻なものであるか。

##### ② 行為自体の悪質性

例えば、前払式特定取引契約に関して不利益となる事実等を説明することなく行う強引な勧誘行為等、会員の利益の保護を顧みない行為があるか。

### ③ 故意性の有無

例えば、前受金保全措置の義務を免れるため、予約前受金残高を過少申告する等、当該行為を故意に行ったものであるか。

### ④ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行ったものか、あるいは担当管理職又は管理部門も関わっていたのか。さらに、経営陣の関与があったのか。

### ⑤ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

### ⑥ 法令違反が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行っていたのか、短期間のものだったのか。反復継続して行っていたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為を行っていたことがあるか。

## (2) 当該行為の背景となった経営管理体制及び業務運営体制の適切性

- ① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
- ② 業務運営体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ③ 従業員等の法令等遵守に関する認識は十分か。また、社内教育を十分行っているか。

## (3) 軽減事由

(1) 及び (2) のほかに、行政による対応に先行して、自主的に当該行為を経済産業省本省又は主管局に申し出ている、当該事業者自身が自主的に会員の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった処分内容の軽減あるいは猶予を考慮すべき事由があるか。

## II-3-3-3 友の会に対する行政処分

(1) 約款変更命令（割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第3項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第3項の規定による契約約款の変更届出に対する変更命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(2) 契約締結禁止命令（割販法第35条の3の62において準用する同法第20条第1項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第20条第1項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、消費者保護の観点から当該前払式特定取引業者の経営状況等を総合的に勘案して判断するものとする。

**(3) 契約締結禁止命令**（割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該前払式特定取引業者の財産の状況又は業務の運営の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、契約締結禁止期間については、過去の処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

**(4) 改善命令**（割販法第35条の3の62において準用する同法第20条の2第1項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第20条の2第1項の規定による前払式特定取引業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

**(5) 許可の取消し**（割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第1項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第1項の規定に基づく前払式特定取引業者の許可取消しについては、同項各号に規定する許可取消しの基準に該当することを確認した場合には、前払式特定取引業者の許可を取り消すこととする。

**(6) 許可の取消し**（割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項）

割販法第35条の3の62において準用する同法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者の許可の取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

## Ⅱ－３－３－４ 行政処分に係る事務処理

### (1) 行政手続法等に基づく手続

① 契約締結禁止命令及び許可の取消しの処分に先立ち、下記の手順において、行政手続法、経済産業省聴聞手続規則（平成6年通商産業省令第62号）、割販法第43条、割販法省令第139条の規定等に基づき聴聞が行われる。  
ア) 聴聞の実施に当たっては、当該処分に係る者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書を送付する。

イ) ア) の通知後、経済産業省は告示を行う。当該告示に基づき、利害関係人から経済産業省へ聴聞への出席を求める書面の提出が行われた場合には、聴聞への出席を許可する利害関係人を選定し、当該利害関係人に通知を行う。

ウ) 聴聞の期日又は場所を変更する場合には、当事者及びイ) において聴聞への出席を許可した利害関係人に変更後の期日又は場所を通知する。

エ) 聴聞が当初予定の期日で終結せず続行する必要があるときは、次回の期日及び場所を、当事者及びイ) において聴聞への出席を許可した利害関係人に通知する。

② 約款変更命令及び改善命令の発出に先だって、下記の手順において、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。

ア) 弁明の機会の付与に係る通知は、原則として当事者に手交する。なお、手交には応じられない場合には、郵送により交付することは妨げない。

イ) 弁明書及び証拠書類等の提出期限は、ア) の通知書の手交を受けた日の翌日から起算して原則として10日後の日とする。ただし、天災又は火災その他人的災害で自己の責任によらないものに起因する災害の発生その他当該事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、当該期限までに弁明書及び証拠書類等を提出できなかったときは期限を延長することができる。

ウ) 弁明の内容において、法令の適用又は処分の原因となる事実について当事者との間で見解の相違が認められる場合は、これが参酌され得る。

### (2) 行政処分通知書の交付

行政手続法等に基づく手続を経て処分を実施するときは、原則として、当事者に対して、経済産業省本省又は主管局への来庁を処分日（処分通知書交付日）の前日に要請し、処分日当日に処分通知書を手交する。

なお、当事者が出頭しないときその他やむを得ない事情があるときは、処分通知書は郵送により交付する。

### (3) 行政処分公表

約款変更命令、契約締結禁止命令、改善命令及び許可の取消しに係る処分通知書の交付が行われたときは、原則として、主管局のホームページにおいて行政処分の内容等を公表する。なお、公表内容には、原則として、以下の事項を掲載するものとする。

- ア) 事業者の名称
- イ) 代表者の氏名
- ウ) 本社の所在地
- エ) 処分の年月日
- オ) 処分の内容
- カ) 処分の理由

### (4) 行政処分の公示

- ① 契約締結禁止命令(割販法第35条の3の62において準用する同法第20条第1項の規定によるものに限る。)及び許可の取消しの処分が行われたときは、割販法第35条の3の第62において準用する同法第24条の規定により官報公示を行う。
- ② 割販法第35条の3の第62において準用する同法第20条第2項の規定により契約締結禁止命令を取り消すときは、割販法第35条の3の第62において準用する同法第24条の規定により官報公示を行う。

### (5) 行政処分の発効

- ① 契約締結禁止命令及び許可の取消しの執行に当たっては、当該行政処分による消費者その他関係者への影響等を必要最小限に抑制する観点から、行政処分が発効する日は、以下のとおりとする。ただし、消費者保護の観点から必要と認められる場合は、行政処分の発効までの期間を短縮又は延長することがある。
  - ア) 契約締結禁止命令は、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して、おおむね1週間後の日から発効するものとする。
  - イ) 許可の取消しは、行政処分通知書の交付日から発効するものとする。
- ② 約款変更命令及び改善命令については、消費者保護の観点から命令事項を直ちに履行に着手させる必要があるため、行政処分通知書の交付日から発効するものとする。

### (6) 改善命令の履行状況に係る報告徴収



- ① 改善命令の発出に当たっては、事後に改善命令の履行状況を確認する必要があるため、改善命令と併せて報告徴収を実施し、行政処分通知書の交付日から原則として1月後を期限として、以下の事項について報告を求める。
  - ア) 法令違反等の責任の所在及び責任者に対する措置
  - イ) 法令違反等の原因（財務、組織、管理方法等のすべての原因）
  - ウ) 改善命令に対して既に実施した改善措置並びに今後実施予定の改善措置及びその実施時期
- ② ①の報告内容を検証した結果、改善措置が不十分であると認められた場合には、必要に応じて当該報告書の修正や追加報告等を求める。
- ③ ①の報告内容を検証した結果、改善命令により課された義務を履行していないと認められた場合には、改善命令違反として、更なる行政処分の実施を検討することに留意すること。

#### **(7) 標準的な処理期間**

行政処分に係る処理は、立入検査後又は報告徴収に基づく報告書を受領後、原則として、おおむね3月（消費者庁との調整を要する場合はおおむね4月）以内を目途に行うものとする。

ただし、聴聞又は弁明の機会の付与に要する期間は、上記の標準処理期間には含まれないものとする。

また、報告書を受領したときとは、報告書に関し、資料の訂正、追加提出等を経た最終的な報告書を受領したときとする。

### **Ⅱ－3－4 行政指導**

#### **Ⅱ－3－4－1 行政指導を行う際の留意点**

上記の行政処分の基準に照らし、行政処分には至らないが業務の是正が適当と判断される場合には、行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。以下同じ。）を行うこととし、その際には、以下の点に留意する。

- (1) 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されていること。
- (2) 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

#### **Ⅱ－3－4－2 行政指導の方式**

行政指導を行う際には、以下の方式に従い行うこととする。

- (1) 相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示すこと。
- (2) 相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時には、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付すること。

## 第3章 友の会に対する立入検査

### Ⅲ-1 本章の趣旨

経済産業省本省及び経済産業局における検査の目的は、割販法等が求める友の会の財務の健全性及び業務の適切性の確保及び会員の利益の保護のため、立入検査の手法を活用することにより、友の会の法令等の遵守状況を検証し、その問題点を把握及び指摘するとともに、友の会の認識を確認することである。

本章は、検査官及び被検査者双方に、検査事務の実施手続、検査に当たっての検査項目等を示すことにより、検査官及び被検査者双方の理解を深め、円滑かつ効果的な検査事務の実現を目指すものである。

なお、以下に定める検査の実施手続等は、被検査者の理解と協力が前提となり定められているものである。

### Ⅲ-2 検査官の行動規範

検査官は、検査を行うに当たり、以下の事項について、常に留意しなければならない。

#### Ⅲ-2-1 国民に対する使命

検査官は、検査が国民から負託された権限に基づき、国民のために行うものであることを自覚し、誇りと使命感を持って、公正かつ公平な検査の実施に努めなければならない。

#### Ⅲ-2-2 検査過程の検証

検査官は、立入検査が、私企業の営業中にその営業所等に立ち入って行われることから、立入検査の実施に当たっては、適正な手続を確保するとともに、効率的かつ効果的な検証の実施に努め、法令の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

#### Ⅲ-2-3 信頼の醸成

検査官は、信用と信頼が重要であることを自覚し、綱紀、品位及び秘密の保持を徹底しなければならない。また、穏健冷静な態度で、検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、相手方と双方向の対話に努めなければならない。

#### Ⅲ-2-4 自己研鑽

検査官は、前払式特定取引に関する諸規制等を正しく理解し、前払式特定取引に関する知識及び検査実務の習得に努めるとともに、検査が前払式特定取引という経済インフラを取り扱うことを自覚し、広く社会及び経済を見る目を養

わなければならない。

### Ⅲ－３ 検査に係る基本事項

#### Ⅲ－３－１ 検査基本方針の策定

検査は、経済産業省商務情報政策局商取引監督課（以下「商取引監督課」という。）が年度ごとに策定する検査基本方針により、商取引監督課及び経済産業局の緊密な連携の下に行うものとする。

#### Ⅲ－３－２ 検査の方法

##### Ⅲ－３－２－１ 立入検査の種類

- (1) 立入検査は、定期検査及び機動検査の方法により行うものとする。
- (2) 定期検査とは、被検査者の財務の健全性及び業務の適切性について、その実態を総合的かつ定期的に検証するものをいう。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野又は事項について検証するものとする。
- (3) 機動検査とは、予約前受金残高が急激に変化している等異常が認められる場合あるいは消費者からの苦情が多発している場合等の状況に応じて、財産の状況及び業務の運営について、その実態を機動的に検証するものをいう。

##### Ⅲ－３－２－２ 検査対象及び検査における留意点

- (1) 被検査者の選定に当たっては、財産の状況に懸念がある者、消費者苦情の発生状況等からみて業務の運営に懸念がある者、前回検査から長期間経過している者、前回検査に関して改善報告書を提出した事業者のうち改善内容の確認が必要な者であるか等を考慮の上、友の会の財産の状況及び業務の運営状況を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断するものとする。
- (2) 被検査者に関係会社があり、連結ベースの財務比率等を検証する場合には、関係会社は直接の検査対象先ではないが、友の会及び関係会社が一体となり果たすべき社会的責務等の理解を得つつ、会員の利益の保護の必要性の観点から、その必要な限度において関係会社の財務資料の入手と実態把握に努め、検証を行うものとする。
- (3) その他、検査に際しては、以下の点に留意が必要である。
  - ① 前払式特定取引の業態等の多様性に鑑みれば、必ずしも全ての検査項目に

適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な運用に陥らないよう配慮すること。

- ② 一方、検査項目が形式的に具備されていても、業務の適切性の確保の観点から、必ずしも十分とは言えない場合もあることを認識すること。
- ③ 検査官は、①及び②のような事項の弾力的な運用に当たっては、商取引監督課と協議を行うとともに、被検査者への適切な説明を行うこと。

### Ⅲ－３－２－３ 立入検査の方式

立入検査は、被検査者の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、法定帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行うものとする。

### Ⅲ－３－２－４ 立入検査の体制

(1) 立入検査は、主管局の局長の命により主管局の職員が行うが、必要に応じて経済産業大臣の命により商取引監督課の職員等も行うものとする。なお、立入検査は、2人以上で行うものとする。

(2) 検査官のうちから責任者の立場にある者（以下「主任検査官」という。）を1名選任し、立入検査全体の総括を行うものとする。

### Ⅲ－３－２－５ 立入検査の期間

定期検査については、原則として被検査者と事前に日程及び検査期間を調整するものとする。立入検査開始後、日程を変更する必要がある場合には、検査官と被検査者との協議により調整するものとする。また、検査時間は、原則として被検査者の基本的就業時間の範囲内とするが、基本的就業時間を超える場合には、事前に被検査者の了解の上で行うものとする。

## Ⅲ－３－３ 検査実施手続

### Ⅲ－３－３－１ 検査開始前

#### Ⅲ－３－３－１－１ 立入検査の通告

定期検査は、検査の効率性の観点から、原則として立入検査開始前に被検査者に対して通告を行う。また、機動検査は、原則として無通告で立入検査を実施する。

#### Ⅲ－３－３－１－２ 立入検査に係る通知

通告を行う場合は、主管局担当課と被検査者双方の準備が可能となる立入検査予定日を被検査者に通知するものとする。また、当該通知の際には、立入検

査通知書を被検査者に交付するものとする。なお、立入検査通知書の交付後、検査予定日の追加が必要となった場合には、追加日に係る立入検査通知書を別途交付するものとする。ただし、被検査者が当該通知書の交付を不要とした場合は、この限りではない。また、検査官は、やむを得ない事情等により、検査の実施が困難になったと認められる場合等には、立入検査予定日を変更し、又は検査を中止することができる。

### **Ⅲ－３－３－１－３ 立入検査に係る準備依頼**

検査官は、通告後、立入検査開始前に被検査者に対し事前に求める資料等（以下「事前準備書類」という。）の記載内容等を説明し、提出期限等を示して資料等の提出を求めるものとする。事前準備書類の提出を求めるに当たっては、可能な限り既存資料の活用に努め、真に必要なものに限定するものとする。

### **Ⅲ－３－３－２ 立入検査中**

#### **Ⅲ－３－３－２－１ 立入検査の開始**

立入検査の開始に際しては、主任検査官が、被検査者の役員その他の責任者に対して、検査官証を提示し、立入検査を行う旨を告げるものとする。

#### **Ⅲ－３－３－２－２ 外部監査結果の活用等**

立入検査の実施に当たっては、効率的で実効性のある実態把握の観点から、必要に応じ、外部監査結果等を活用する。また、被検査者から、業務委託先の担当者等の同席を求められた場合には、立入検査に支障を生じる可能性がある場合等を除き、認めるものとする。

#### **Ⅲ－３－３－２－３ 立入検査における徴求資料**

検査官は、被検査者の財産の状況及び業務の運営の適確な実態把握及びその健全性及び適切性の検証を行う観点から、随時、資料等の提出を求めることができる。資料等の提出については、検査に支障を生じない限り、電磁的記録媒体による提出を認めるものとする。また、検査官は資料等の提出を求めるに当たっては、原則被検査者の既存資料等を活用することとし、資料の作成を求める場合には、以下の点に配慮する。

- (1) 資料等の必要性や重複を十分検討の上、必要な限度とする。
- (2) 提出期限の設定に当たっては、被検査者の対応能力や事務負担に配慮する。

#### **Ⅲ－３－３－２－４ 立入検査事実確認書の取り交わし**

検査官は、立入検査の結果、法令に違反する事実があると認めた場合及び本基本方針に基づき業務の改善が必要と判断した場合は、原則として、立入検査事実確認書を作成し、検査に立ち会った被検査者に確認の上、必要に応じて被検査者における改善の取組等を勘案し、内容を調整するものとする。その際、検査官は、当該確認書に記載した事項に係る法令の根拠等について、被検査者に対してわかりやすく説明するよう努めるものとする。立入検査事実確認書は、2通作成し、主任検査官と被検査者の役員が署名し、お互いに正本1通を取り交わすものとする。

#### **Ⅲ－３－３－２－５ 立入検査に係る講評**

主任検査官は、立入検査最終日に被検査者の役員に対し、立入検査事実確認書等を基に、指摘事項について口頭で伝達する方法で講評を行うものとする。

#### **Ⅲ－３－３－３ 立入検査終了後**

主管局担当課は、立入検査において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

#### **Ⅲ－３－３－４ 立入検査結果通知書**

主管局担当課は、正式な立入検査の結果を立入検査結果通知書として、原則として立入検査終了後おおむね3月以内に被検査者に交付するものとする。なお、主管局担当課は、立入検査結果通知書により指摘した事項のうち法令違反等に関する改善計画又は改善措置等について、報告徴収等により確認するものとする。当該報告徴収等の提出期限は、原則として立入検査結果通知書の交付から1月以内とする。

なお、被検査者から立入検査結果通知書の交付までの間に、指摘を予定していた法令違反等に関する事項について、改善した旨の報告があり、改善の事実が確認された場合には、当該事項は報告徴収等の対象から除くことができることとする。

#### **Ⅲ－３－３－５ 意見申出制度**

意見申出制度は、検査官の検査水準の維持及び向上、検査手続の透明性及び公正性の確保を図ることを目的として、立入検査において検査官と被検査者との意見相違事項について、被検査者の責任者が検査を実施した経済産業省本省

又は主管局へ意見を提出できるものである。提出された意見については、審査の上、必要に応じ、立入検査結果通知書に反映するものとする。

### Ⅲ－３－３－６ 検査モニター制度

検査モニター制度は、経済産業省職員（ただし、直接立入検査に携わっている職員を除く。以下同じ。）が、被検査者の意見及び要望を適確に把握し、適切な立入検査の実施を確保するとともに、検査の改善に資することを目的として、必要に応じ、実施するものである。検査モニター制度は、経済産業省職員が、検査期間中に被検査者に出向き、直接検査に関する意見等を代表者等から聴取するオンサイト検査モニター及び被検査者の代表者に意見書の提出を求めるオフサイト検査モニターの2つの方法により実施するものとする。

### Ⅲ－４ 友の会の検査に当たっての検査項目

友の会に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、友の会に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準となることから、検査官は友の会による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、検査官は、法令の義務規定には該当しないものの、会員の利益の保護、利便性の確保及び友の会の健全な発展のために事業者に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目に含まれることに留意することとする。また、当該検査項目に関連するその他財産の状況及び業務の運営についても、会員の利益の保護に著しく欠け、不適切と認められる事項がないかに留意することとする。

#### Ⅲ－４－１ 財務の健全性

##### Ⅲ－４－１－１ 財務比率等に関する義務

- (1) 資本金又は出資の額が法令で規定する金額を満たしているか。(割販法第35条の3の62において準用する同法第15条第1項第2号)
- (2) 純資産比率が法令で規定する基準を満たしているか(割販法第35条の3の62で準用する同法第20条第1項、割販法省令第124条第3項第1号)
- (3) 経常収支比率が法令で規定する基準を満たしているか(割販法省令第124条第1項)



- (4) 流動比率が法令で規定する基準を満たしているか。(割販法省令第124条第2項)
- (5) 予約前受金の合計額又は負債の合計額が、財産の状況に照らして著しく過大となっていないか。(割販法省令第124条第3項第2号)
- (6) 前払式特定取引に係る繰延費用を過大に計上していないか。(割販法省令第124条第3項第3号)
- (7) 決算書類について、会計基準等に従って適正に計上しており、資産、負債、純資産及び損益に計上漏れがある等不健全な経理処理はないか。(割販法省令第124条第3項第3号)

#### Ⅲ-4-1-2 連結ベースの財務比率等

- (1) 法令の規定により決算書類等を提出している関係会社の範囲は適切か。(割販法省令第136条)
- (2) 純資産比率が100パーセント以上であるか(本基本方針Ⅱ-2-1-2(2)①)
- (3) 経常収支比率が100パーセント以上であるか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(2)②)
- (4) 流動比率が原則として80パーセント以上であるか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(2)③)
- (5) 予約前受金の合計額又は負債の合計額が、財産の状況に照らして著しく過大となっていないか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(2)④)
- (6) 関係会社の決算書類について、会計基準等に従って適正に計上しており、資産、負債、純資産及び損益に計上漏れがある等不健全な経理処理はないか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(3))

#### Ⅲ-4-2 業務の適切性

##### Ⅲ-4-2-1 前受金の保全及び運用等

##### Ⅲ-4-2-1-1 営業保証金の供託

- (1) 営業保証金の合計額は適正であり、その供託を適正に行っているか。(割  
販法第35条の3の62において準用する同法第16条第1項、第17条  
及び第18条第1項)
- (2) 分離元本振替国債又は分離利息振替国債を営業保証金に充てている場合、  
当該有価証券の評価に当たっては、割販法省令第125条において準用す  
る同省令第16条第2項に規定する割引の方法により発行した債券とみな  
し、「発行価額」は「取得価額(ただし、額面金額を上限とする)」、「発行  
の日」は「取得の日」と読み替えて適正に算定しているか。(本基本方針Ⅱ  
-2-2-1-1(2))
- (3) 営業保証金の供託に係る届出を適正に行っているか。(割販法第35条の  
3の62において準用する同法第16条第2項及び第18条第2項)
- (4) 営業保証金の供託に係る届出を行わずに営業を行っていないか。(割販法  
第35条の3の62において準用する同法第16条第3項及び第18条第  
2項)

#### Ⅲ-4-2-1-2 前受金保全措置

- (1) 保全の対象となる基準日において、予約前受金残高の2分の1に相当す  
る額が割販法第35条の3の62において準用する同法第17条第1項に  
規定する営業保証金の額を超えるときは、前受金保全措置を講じ、届け出  
ているか。(割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の  
4)
- (2) (1)の届出を基準日の翌日から起算して50日以内に行っていない場合、  
基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後において、新たな前払  
式特定取引契約を締結していないか。(割販法第35条の3の62において  
準用する同法第18条の3第1項)
- (3) 保全の対象となる基準日における予約前受金残高は、適正か。(割販法省  
令第136条)
- (4) 基準日において、前受金保全措置を講じた額が、当該基準日における予  
約前受金残高の2分の1に相当する額から営業保証金の額を差し引いた額  
に相当する額を下回っていないか。(割販法省令第124条第3項第4号)

- (5) 法定帳簿における予約前受金残高と会計帳簿その他の書類等から計算される予約前受金残高に差異があった場合には、多い方の額を基準として保全措置を講じる額を計算しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-1-2(5))
- (6) 前受金保全措置は、前受業務保証金の供託又は前受業務保証金供託委託契約の締結により、適正に講じているか。(割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の3第2項、第3項、第4項及び第5項)
- (7) 分離元本振替国債又は分離利息振替国債を前受業務保証金に充てている場合、当該有価証券の評価に当たっては、割販法省令第125条において準用する同省令第16条第2項に規定する割引の方法により発行した債券とみなし、「発行価額」は「取得価額(ただし、額面金額を上限とする)」、「発行の日」は「取得の日」と読み替えて適正に算定しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-1-2(7))

#### Ⅲ-4-2-1-3 前受金の運用

前受金は、原則として預金等安全性のある資産に充当し、固定資産等の固定的な資産又は投資で安定性に欠くもの、貸付金等で安全性に欠くものに多額に充当する等不適切な運用を行っていないか。(本基本方針Ⅱ-2-2-1-3)

#### Ⅲ-4-2-1-4 保管替え

主たる営業所の所在地を変更したことにより、最寄りの供託所が変更となった場合は、遅滞なく保管替えの手続を行っているか。(割販法第35条の3の62において準用する同法第22条の2)

#### Ⅲ-4-2-2 変更届

- (1) 許可の申請事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ているか(割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第1項及び第4項)
- (2) 契約約款を変更しようとするときは、その旨を届け出ているか。(割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第2項及び第4項)

#### Ⅲ-4-2-3 法定帳簿及び会員管理

- (1) 法定帳簿は、主たる営業所に備え付けているか。また、主たる営業所に

備える法定帳簿に法令で規定する事項をすべて記載することが困難なことから、従たる営業所にも法定帳簿を備える場合は、その旨を届け出ているか。(割販法省令125条において準用する同省令第21条第1項)

- (2) 法定帳簿には、法令で規定する事項を記載しているか。(割販法省令第125条において準用する同省令第21条第3項)
- (3) 主たる営業所及び(1)の従たる営業所に法定帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える法定帳簿に、法定帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載しているか。(割販法省令第125条において準用する同省令第21条第4項)
- (4) 法定帳簿を、閉鎖の日から起算して2年間保存しているか。(割販法省令第125条において準用する同省令第21条第2項)

#### **Ⅲ－４－２－４ 契約約款**

##### **Ⅲ－４－２－４－１ 契約約款の交付**

- (1) 契約約款を、当該契約約款に定めている時期及び方法により適切に交付しているか。(割販法省令第123条第1項第1号ホ、第2号表第十項)
- (2) 契約約款の再交付を求められたときは、遅滞なく当該契約約款を再交付しているか。(割販法省令第123条第1項第1号ホ、第2号表第十項)
- (3) 現在新規に契約締結を行っていない契約約款で、商品の売買の取次ぎを受けていない会員がいるものについて、当該契約約款を保存及び管理しているか。(本基本方針Ⅱ－２－２－４－１ (3))

##### **Ⅲ－４－２－４－２ 契約約款の記載事項**

- (1) 契約約款に、法令で規定する事項を記載する欄があるか。(割販法省令第123条第1項第1号)
- (2) 契約約款に、法令で規定する事項を記載し、その内容は法令の基準に合致しているか。(割販法省令第123条第1項第2号)
- (3) 契約約款に、法令で規定する記載してはならない事項を記載していないか。(割販法省令第123条第1項第3号)

(4) 契約約款に、法令で規定する事項を赤枠の中に赤字で記載しているか。  
(割販法省令第123条第1項第4号)

(5) 契約約款は、法令で規定する大きさ以上の文字及び数字を用いているか。  
(割販法省令第123条第2項)

### Ⅲ-4-2-5 公正かつ適正な取引の確保

#### Ⅲ-4-2-5-1 広告及び表示

(1) パンフレットやチラシ等において、不実のこと又は誤解されるおそれのあることを表示していないか。(割販法省令第124条第3項第7号)

#### Ⅲ-4-2-5-2 勧誘及び契約

(1) 契約手続を契約約款に定めたとおりに適切に行っているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-2(1))

(2) 届出があった契約約款と異なる内容の前払式特定取引の契約を行っていないか。(割販法第35条の3の62で準用する同法第19条第2項、第3項及び第4項)

(3) 勧誘及び契約に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げているか。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないか。(割販法省令第124条第3項第7号)

(4) 不利益となるべき事実を告げずに、既契約を消滅させて新規契約の申込みをさせたり、新規契約の申込みをさせて既契約を消滅させる行為を行っていないか。(割販法省令第124条第3項第8号)

(5) 前払式特定取引の契約を締結させるため、購入者等を威迫していないか。  
(割販法省令第124条第3項第9号)

#### Ⅲ-4-2-5-3 契約の履行

(1) 契約約款に記載した義務を履行しているか。また、履行できなくなるおそれはないか。(割販法省令第124条第3項第12号)

- (2) 買物券やボーナス券等を発行している場合、契約約款に定めたとおりに発行及び再発行しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-3 (2))
- (3) 買物券やボーナス券等を発行している場合、使用済み券と未発行券を分別管理する等、その管理は適切か。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-3 (3))
- (4) 契約の履行に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げているか。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないか。(割販法省令第124条第3項第7号)
- (5) 取次ぎ先と、取次ぎに係る契約書を取り交わし、その内容は適切か。(割販法省令第122条第2項第6号)

#### Ⅲ-4-2-5-4 契約の解除

- (1) 契約の解除の手続を契約約款に定めたとおりに適切に行っているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-4 (1))
- (2) 契約の解除に際して、契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼす重要なものについて事実を告げているか。また、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げていないか。(割販法省令第124条第3項第7号)
- (3) 契約の解除を妨げるため、購入者等を威迫していないか。(割販法省令第124条第3項第9号)
- (4) 契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させていないか。(割販法省令第124条第3項第10号)
- (5) 契約の解除に伴う解約返戻金は、契約約款に定めている手続による申出があった日から45日以内の一定の期間内に、会員へ払い戻しているか。(割販法省令第124条第3項第12号)
- (6) 契約の解除について、会員の利便性や個別事情を十分考慮した手続を行っているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-4 (6))

- (7) 加入者証（会員証）を紛失した会員が解約を希望する場合において、加入者証（会員証）の再発行手数料を徴収していないか。（本基本方針Ⅱ－2－2－5－4（7））
- (8) 解約返戻金については、契約約款に定めた計算方法により算出された額を会員に払い戻しているか（割販法省令第124条第3項第12号）
- (9) 解約返戻金を会員の指定する金融機関の口座に振り込む場合は、契約約款に口座振込に係る手数料の負担の有無を明確にしている等、適切に行っているか。（本基本方針Ⅱ－2－2－5－4（9））
- (10) 会員の支払義務の不履行によって契約を解除する場合には、契約約款に必要な規定を定めており、かつ当該契約約款に従って適切に催告を行い、期限までに履行されなかった場合に限り、契約を解除しているか。（割販法省令第124条第3項第12号）

#### **Ⅲ－4－2－5－5 代理店及び委託先管理**

- (1) 代理店を有する場合は、当該代理店と代理店契約書を取り交わし、その内容は適切か。（割販法省令第122条第2項第5号）
- (2) 前払式特定取引の業務を委託する場合は、当該委託先と委託契約書を取り交わし、その内容は適切か。（本基本方針Ⅱ－2－2－5－5（2）①）
- (3) 代理店又は委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。（本基本方針Ⅱ－2－2－5－5（2）②）
- (4) 代理店又は委託先の業務を定期的に確認し、問題がある場合には改善を指示するなど適切に指導を行っているか。（割販法省令第124条第3項第6号）

#### **Ⅲ－4－2－5－6 苦情処理**

- (1) 苦情処理を担当する窓口を設置しているか。また、会員を含め消費者がその存在を確認することが可能な状態にしているか。（本基本方針Ⅱ－2－2－5－6（1）①）
- (2) 苦情処理手続等を定め、苦情処理担当部署及び担当者に周知徹底してい

るか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-6(1)②)

- (3) 苦情を受け付けたときは、遅滞なく原因を究明し、必要な調査を行うとともに、記録及び保存をしているか。(割販法省令第124条第3項第11号)
- (4) 苦情内容を関係部署と共有するとともに、当該内容及びその処理について経営陣が把握しているか。(割販法省令第124条第3項第11号)
- (5) 苦情内容を踏まえ、前払式特定取引の業務に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じているか。(割販法省令第124条第3項第11号)

### Ⅲ-4-2-6 情報の管理

- (1) 会員の情報を管理する責任部署や責任者を明確に定めるとともに、個人情報適切な取扱いに係る社内規則等を整備しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-6(1)①、②)
- (2) 情報の漏えい及び目的外利用等が発生した場合に、官公庁も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-6(1)③)
- (3) 情報管理を外部委託する場合は、委託先の監督を適切に行うための基準が明確になっているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-6(1)④)
- (4) 個人情報を取得する場合は、個人情報の利用目的を特定し、本人に明示しているか。また、個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ているか。(割販法省令第124条第3項第11号)
- (5) 従業者に、個人情報の適切な取扱いを周知徹底するとともに、定期的な研修を行う等の適切な教育を行っているか。(割販法省令第124条第3項第11号)
- (6) 個人情報について、盗難等の防止に関する安全措置を講じているか。(割販法省令第124条第3項第11号)
- (7) 個人情報について、電子機械装置を用いている場合は、アクセス制限、



パスワード管理やバックアップ対策等を講じているか。(割販法省令第124条第3項第11号)

- (8) 委託先等が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。(割販法省令第124条第3項第11号)

### Ⅲ-4-2-7 法令等遵守（コンプライアンス）体制等

#### Ⅲ-4-2-7-1 基本的体制の整備

- (1) 従業員等の法令遵守を監督する責任部署や責任者を明確に定めているか。  
(本基本方針Ⅱ-2-2-7-1 (1) ①)
- (2) 法令等に定める各種行為規制等の履行が確保される内容の社内規則等を定め、従業員等に法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-7-1 (1) ②)
- (3) 法令改正の動向等の法令遵守に係る必要な情報の把握に努めるとともに、社内規則等の内容の適切性について定期的に検討を行い、必要がある場合には見直しを行っていること。(本基本方針Ⅱ-2-2-7-1 (1) ③)
- (4) 社内において、法令、社内規則等の遵守状況を定期的に確認しているか。  
(割販法省令第124条第3項第5号)
- (5) (4)の結果、従業員等の行為に問題がある場合には、改善を指示するなど適切に指導及び監督を行うとともに、経営陣に対しても報告を行っているか。(割販法省令第124条第3項第5号)
- (6) 法令等の遵守に関する研修を定期的に受講させる等、社内教育を実施しているか。(割販法省令第124条第3項第5号)

#### Ⅲ-4-2-7-2 反社会的勢力による被害の防止

- (1) 反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等を適切に実施する体制となっているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-7-2 (1))
- (2) 契約約款等に、反社会的勢力排除条項を設けているか。(本基本方針Ⅱ-

2-2-7-2 (2))

- (3) 取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、可能な限り速やかに関係を解消することとなっているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-7-2 (3))
- (4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性及び重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとなっているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-7-2 (4))

## 附則（平成30年2月16日付け）

- 1 本基本方針は、平成30年6月1日に施行する。
- 2 施行の日前に分離元本振替国債又は分離利息振替国債を営業保証金又は前受業務保証金に充てている場合の当該有価証券の価額の算定については、Ⅱ－2－2－1－1の（2）、Ⅱ－2－2－1－2の（7）の規定にかかわらず、従前の取扱いによるものとする。
- 3 施行の日前の報告徴収等により改善計画書等を提出している友の会の当該改善計画書等の取扱いについては、Ⅱ－3－1－1及びⅡ－3－2－1に規定する改善計画書又は改善措置等の扱いにかかわらず、当該改善期間満了までは従前の取扱いによるものとする。

## (参考) 友の会の監督に係る諸手続

### 1 許可の申請 (割販法第35条の3の62において準用する同法第12条第1項)

#### (1) 許可の申請

許可の申請を行う者は、割販法省令様式第22により作成した申請書及び同省令第122条第2項に規定する添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。

#### (2) 許可の申請の審査

- ① 許可の申請の審査は、原則、申請者から提出された許可申請書等に基づく書面審査による。
- ② 許可申請書等の内容に疑義がある場合等において、提出された書面のみで確認することが困難な場合は、必要に応じて対面によるヒアリングを行い、又は補足資料の徴収が求められる。
- ③ 割販法第35条の3の62において準用する同法第15条第1項第4号に規定する財産的基礎を有しているか否かの判断については、審査基準別紙4を基とするものとする。

#### (3) 許可の申請の処理

- ① 許可の申請の審査の結果、許可する場合には、主管局担当課より、申請者に許可証を交付する。
- ② 不許可とする場合は、申請者に不許可処分通知書を交付し、拒否の理由を明示する。

### 2 営業保証金の供託等

#### (1) 営業保証金の供託の届出 (割販法第35条の3の62において準用する同法第16条第2項)

- ① 前払式特定取引業者は、営業保証金を供託した場合には、割販法省令様式第4により作成した営業保証金供託届出書に供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、届け出なければならない。
- ② 届出をした後でなければ、前払式特定取引の営業を開始してはならない。

#### (2) 権利の実行があった場合における追加供託の届出 (割販法第35条の3の62において準用する同法第22条第3項において準用する同法第16条第2項)

前払式特定取引業者は、権利の実行により営業保証金が割販法に規定する額

に不足することになったときは、その事実を知った日以降遅滞なく、その不足額を供託し、割販法省令様式第4により作成した営業保証金供託届出書に供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、届け出なければならない。

**(3) 営業保証金の取戻し**（割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の2第1項）

- ① 前払式特定取引業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、割販法に規定する額を超過した額の営業保証金について取り戻すことができる。
- ② ①の営業保証金の取戻しは、営業保証金省令第19条第5項に基づく手続によるものとする。

**3 前受金保全措置**

**(1) 前受金保全措置の届出**（割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の4第1項）

前払式特定取引業者は、割販法省令様式第5により作成した前受金保全措置届出書を、基準日の翌日から起算して50日以内に提出しなければならない。

**(2) 権利の実行があった場合における追加供託の届出**（割販法第35条の3の62において準用する同法第22条第2項）

前払式特定取引業者は、権利の実行により前受金保全措置額がその権利を実行した日の直前の基準日における基準額に不足することになったときは、その事実を知った日以降遅滞なく、その不足額について新たに前受金保全措置を講じ、割販法省令様式第5により作成した前受金保全措置届出書を提出しなければならない。

**(3) 前受業務保証金の取戻し及び前受業務保証金供託委託契約の解除**（割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の5第1項及び第2項）

- ① 基準日に前受金の合計額の2分の1に相当する額が、営業保証金の額以下となったときは、次の基準日までに、前受業務保証金の取戻し又は前受業務保証金供託委託契約の全部を解除することができる。
- ② 基準日に前受金保全措置を講じた額が、当該基準日における基準額を超えることとなったときは、次の基準日までに、その超える額について、前受業務保証金の取戻し又は前受業務保証金供託委託契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- ③ ①及び②の前受業務保証金の取戻しは、割販法省令様式第6による申請書を経済産業大臣に提出し、承認を受けなければすることができない。取戻しについて承認する場合は、営業保証金省令様式第6による承認書を交付する。

#### 4 承継の届出（割販法第35条の3の62において準用する同法第18条の6第2項）

前払式取引特定業者の地位を承継した法人は、遅滞なく、割販法省令様式第8により作成した承継届出書及び割販法省令第125条において準用する同省令第19条第2項各号に掲げる書面を添付して、届け出なければならない。

#### 5 変更の届出

##### (1) 許可申請内容の変更の届出（割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第1項）

前払式特定取引業者は、許可申請事項に変更があったときは、遅滞なく、割販法省令様式第9により作成した変更届出書及び割販法省令第125条において準用する同省令第20条第3項第1号に掲げる書面を添付して、届け出なければならない。

##### (2) 契約約款の変更の届出（割販法第35条の3の62において準用する同法第19条第2項）

- ① 前払式特定取引業者は、契約約款を変更しようとするときは、割販法省令様式第10により作成した前払式割賦販売契約約款（前払式特定取引契約約款）変更届出書及び割販法省令第125条において準用する同省令第20条第3項第2号に掲げる書面を添付して、届け出なければならない。
- ② 変更後の契約約款の審査の結果、割販法省令の基準に適合しなくなると認められるときは、契約約款の内容の変更を命ずることがある。

#### 6 帳簿備付営業所の届出（割販法省令第125条において準用する同省令第21条第1項）

前払式特定取引業者は、主たる営業所に帳簿を集中することが困難な場合で、従たる営業所にも帳簿を備える場合には、割販法省令様式第11により作成した帳簿備付営業所届出書を届け出なければならない。

#### 7 廃業等の取扱い

##### (1) 廃止の届出（割販法第35条の3の62において準用する同法第26条）

前払式特定取引業者は、営業を廃止した場合には、遅滞なく、割販法省令様

式第13により作成した営業廃止届出書を届け出なければならない。

**(2) 許可の取消し等に伴う取引の終了等**（割販法第35条の3の62において準用する同法第28条）

前払式特定取引業者が許可を取り消され又は許可が効力を失った場合は、前払式取引特定業者であった者又はその一般承継人は、前払式特定取引業者であった者が締結した前払式特定取引契約に基づく取引を結了するまでの間は、許可前払式特定取引業者とみなされる。

**(3) 営業保証金又は前受業務保証金の取戻し**（割販法第35条の3の62において準用する同法第29条第1項）

- ① 許可が取り消された場合又は許可が効力を失った場合は、前払式特定取引業者であった者又はその承継人（みなし許可前払式特定取引業者を除く。）は、当該前払式特定取引業者であった者が供託した営業保証金又は前受業務保証金を取り戻すことができる。
- ② ①の営業保証金又は前受業務保証金の取戻しは、営業保証金省令第19条第6項に基づく手続によるものとする。

## 8 報告徴収

**(1) 財産及び収支に関する報告書等の提出**（割販法省令第136条）

前払式特定取引業者は、割販法省令様式第28により作成した財産及び収支に関する報告書並びに貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（関係会社がある場合にあっては、それらに関するものを含む。）を、事業年度終了後、4ヶ月以内に提出するよう努めるものとする。

なお、財産及び収支に関する状況を適切に把握する観点から、前払式特定取引業者は、財産及び収支に関する報告書等の提出時に併せて、繰延費用（1年以内）の額及び会員前受金（1年以内）の額を算出した際の計算資料及び〔うち関係会社間の取引〕の額を記載する際に用いた作業表を補足資料として、主管局担当課に提出するものとする。

**(2) 予約前受金残高等報告書の提出**（割販法省令第136条）

前払式特定取引業者は、割販法省令様式第29により作成した予約前受金残高等報告書を、基準日から起算して50日以内に提出しなければならない。

なお、予約前受金残高等の状況を適切に把握する観点から、前払式特定取引業者は、当該報告書の提出時に併せて、当該報告書に記載する当半期末前6カ

月の予約前受金残高の推移を記載した資料及び法定帳簿等により会員管理上で把握している当期末時点の予約前受金残高が分かる書類の該当ページを補足資料として、主管局担当課に提出するものとする。